

第496回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時 令和3年10月28日(木) 午後1時25分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、深水麻里、山口宣恭
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂
使用者代表委員	上村賢司、小西克美、柴田健司、当麻和重、西田雅彦
事務局	鈴木労働局長、恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室長補佐

2 審議事項

- (1) 奈良県特定最低賃金改正の審議結果の報告及び答申について
- (2) 奈良県特定最低賃金の発効までの流れについて
- (3) その他

3 主要経過・審議結果

【上林室長補佐】

それでは、定刻より少し早いのですが、令和3年度第5回目の奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

なお、本日の審議は、「公開審議」でございます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は委員全員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をお願いいたします。

【伊東会長】

皆さん、おはようございます。

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

只今から、第496回奈良地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本日の議事録の署名人を指名いたします。私のほかに、

労働者側は、渡邊 茂委員

使用者側は、西田 雅彦委員

をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、議題（1）「奈良県特定最低賃金改正の審議結果の報告及び答申について」の審議です。

ご承知のとおり、8月5日開催の本審におきまして、奈良労働局長から奈良県特定最低賃金の改正決定の諮問を受け、3つの特定最低賃金にかかる専門部会を設け、ご審議をお願いしたところです。

この度、3つの専門部会におきまして結論が得られたようですので、それぞれの専門部会の状況について、順番に報告を受けたいと思います。

まず、奈良県一般機械器具製造業専門部会について報告を受けたいと思います。事務局から、専門部会の審議状況と報告内容を説明してください。

【藤本賃金室長】

それでは、資料No.1「令和3年 奈良県特定最低賃金の審議状況」をご覧ください。

専門部会の審議状況について説明します。

奈良県一般機械器具製造業専門部会は、計3回開催しました。

第1回目では、最低賃金基礎調査結果をはじめとします各種資料の内容を説明した上で、業界の現状、奈良県下の位置づけ、今後の展望等について、労使双方から、統計データ等に基づいた説明をいただきました。第2回目以降の金額審議では、公益委員と労使双方の委員が個別協議を繰り返しましたが、労使双方の主張がなかなか埋まらない状況の中でありまして、公益委員からの助言もありまして、最終的に第3回目におきまして、時間額898円から7円を引き上げまして、改正額905円で公労使の全会一致をみるに至りました。

次に、資料No.2「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」をご覧ください。

これを読み上げ、専門部会の報告内容の説明とさせていただきます。

令和3年10月28日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日に奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	杵崎 のり子	山口 宣恭
労働者代表委員	中垣 充喜	松井 敦	八釣 祥匡
使用者代表委員	中野 雅晴	林 茂雄	吉村 之宏

別紙

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

件名

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、かしめ、穴あけ、組付け又は取付け、切断、軽易な運搬、目視による部品の選別又は検査の業務

ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 905円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

特にご意見、ご質問もないようですので、先ほどの資料No.2の報告内容を持ちまして、特定最低賃金「奈良県一般機械器具製造業」に関する結論とし、奈良労働局長あて答申することとしてよろしいか、採決を取りたいと思います。

それでは、会長である私を除いた全委員、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の皆さん、「賛成」「反対」のいずれかに挙手をお願いします。

まず、「賛成」の方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、「反対」の方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

【上林室長補佐】

採決の結果、賛成14人、反対はありませんでした。

【伊東会長】

ありがとうございました。

ただ今の採決の結果、全会一致となりましたので、賛成が過半数を超えたことを確認いたしました。

以上の結果を持ちまして、資料No.2の報告内容を特定最低賃金「奈良県一般機械器具製造業」に関する結論とし、奈良労働局長あて答申することといたします。

次に、「奈良県電気機械製造業」専門部会について報告を受けたいと思います。

事務局から、専門部会の「審議状況」と「報告内容」を説明してください。

【藤本賃金室長】

それでは、資料No.1「令和3年 奈良県特定最低賃金の審議状況」をご覧ください。

専門部会の「審議状況」について説明します。

「奈良県電気機械製造業」専門部会は、計4回開催しました。

第1回目では、最低賃金基礎調査結果をはじめとします各種資料の内容を説明した上で、業界の現状、奈良県下の位置づけ、今後の展望等につきまして、労使双方から、統計データ等に基づいた説明がありました。第2回目以降の金額審議では、公益委員と労使双方の委員が個別協議を繰り返しましたが、労使双方の主張がなかなか埋まらない状況の中でありまして、公益委員からの助言もありまして、最終的に第4回目で、時間額883円から8円を引き上げ、改正額891円で公労使の全会一致をみるに至りました。

次に、資料No.3「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」をご覧ください。

これを読み上げまして、専門部会の報告内容の説明とさせていただきます。

令和3年10月28日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械
器具製造業最低賃金専門部会

部会長 深水 麻里

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業

最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日に奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	熊谷 礼子	下山 朗	深水 麻里
労働者代表委員	橋本 亮	平本 義陽	山本 勝
使用者代表委員	鶴川 和伸	太田 嗣郎	川端 東治

別紙

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

件名

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機

械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、切断、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、軽易な運搬、袋詰め、箱詰め又は電線被覆はく離、目視による部品の検査の業務

ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間891円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上でございます。

【伊東会長】

深水部会長におきまして補足説明がございましたら、ご発言をお願いします。

【深水委員】

特にありません。

【伊東会長】

それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

特にご意見、ご質問もないようですので、先ほどの資料No.2の報告内容を持ちまして、特定最低賃金「奈良県電気機械製造業」に関する結論とし、奈良労働局長あて答申することとしてよろしいか、採決を取りたいと思いますので、会長である私を除いた全委員、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の皆さん、「賛成」「反対」のいずれかに挙手をお願いします。

まず、「賛成」の方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、「反対」の方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

【上林室長補佐】

採決の結果、賛成14人、反対はありませんでした。

【伊東会長】

ありがとうございました。ただ今の採決の結果、全会一致となりましたので、賛成が過半数を超えたことを確認いたしました。

以上の結果を持ちまして、資料No.3の報告内容を特定最低賃金「奈良県電気機械製造業」に関する結論とし、奈良労働局長あて答申することといたします。

次に、「奈良県自動車小売業」専門部会について報告を受けたいと思います。事務局から、専門部会の「審議状況」と「報告内容」を説明してください。

【藤本賃金室長】

それでは、資料No.1「令和3年 奈良県特定最低賃金の審議状況」をご覧ください。

「奈良県自動車小売業」専門部会は、計3回開催しました。

第1回目では、最低賃金基礎調査結果をはじめ各種資料の内容を説明した上で、業界の現状、奈良県下の位置づけ、今後の展望等について、労使双方から、

統計データ等に基づいた説明がありました。第2回目以降の金額審議では、公益委員と労使双方の委員が個別協議を繰り返しましたが、労使双方の主張がなかなか埋まらない状況の中でありまして、公益委員からの助言もありまして、最終第3回目におきまして、時間額885円から7円を引き上げ、改正額892円で公労使の全会一致をみるに至りました。

次に、資料No.4「奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書」をご覧ください。

これを読み上げ、専門部会の報告内容の説明とさせていただきます。

令和3年10月28日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長 下山 朗

奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日に奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 杵崎 のり子 下山 朗 山口 宣恭

労働者代表委員 鳥尾 将人 東久保 雄樹 吉野 知樹

使用者代表委員 今村 賢明 上村 賢司 大谷 進

奈良県自動車小売業最低賃金を次のように定めること。

件名

奈良県自動車小売業最低賃金

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 洗車又はワックスかけの業務

ハ 塗装におけるマスキングの業務

ニ 駐車場内整理又は納車引取りの業務

ホ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務

ヘ レジ打ち、品出し、在庫整理の業務

ト 一台積車両運搬車を用いた事業拠点間の車両移動の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 892円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
法定どおり

以上でございます。

【伊東会長】

下山部会長、補足説明がございましたら、ご発言をお願いします。

【下山委員】

特にありません。

【伊東会長】

それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

特にご意見、ご質問もないようですので、先ほどの資料No.2の報告内容を持ちまして、特定最低賃金「奈良県自動車小売業」に関する結論とし、奈良労働局長あて答申することとしてよろしいか、採決を取りたいと思います。

それでは、会長である私を除いた全委員、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の皆さん、「賛成」「反対」のいずれかに挙手をお願いします。

まず、「賛成」の方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、「反対」の方、挙手をお願いします。

ありがとうございました。

それでは、事務局から「賛成」「反対」の人数を報告してください。

【上林室長補佐】

採決の結果、賛成14人、反対はありませんでした。

【伊東会長】

ありがとうございました。ただ今の採決の結果、全会一致により、賛成が過半数を超えたことを確認いたしました。

以上の結果をもちまして、資料No.4の報告内容を特定最低賃金「奈良県自動車小売業」に関する結論とし、奈良労働局長あて答申することといたします。

「奈良県一般機械器具製造業」専門部会、「奈良県電気機械製造業」専門部会、「奈良県自動車小売業」専門部会の各部会長をはじめ、各委員の皆さんにおかれましては、本当にお疲れ様でございました。

それでは、答申文の検討に入りたいと思います。事務局において答申文案を準備していただいていると思いますので、これを委員の皆さんに配付してください。

「答申文」案の内容を確認しますので、事務局にて読み上げてください。

【藤本賃金室長】

それでは、「答申文」案を読み上げます。

令和3年10月28日

奈良労働局長

鈴木 伸宏 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一

奈良県特定最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月5日付け奈労発基0805第4号をもって、貴職から諮問のあった下記の最低賃金について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1から別紙3のと通りの結論に達したので答申する。

記

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第2号）

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
（令和元年奈良労働局最低賃金公示第3号）

奈良県自動車小売業最低賃金
(令和元年奈良労働局最低賃金公示第4号)

別紙1

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域
奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、かしめ、穴あけ、組付け又は取付け、切断、軽易な運搬、目視による部品の選別又は検査の業務

ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、

消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 905円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、切断、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、軽易な運搬、袋詰め、箱詰め又は電線被覆はく離、目視による部品の検査の業務
 - ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 891円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙3

奈良県自動車小売業最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売

業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 洗車又はワックスかけの業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 駐車場内整理又は納車引取りの業務
 - ホ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務
 - ヘ レジ打ち、品出し、在庫整理の業務
 - ト 一台積車両運搬車を用いた事業拠点間の車両移動の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 892円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

ご意見、ご質問がないようですので、ただ今読み上げていただいた内容をもちまして答申文といたします。

それでは、答申文が確定しましたので、これをもちまして奈良労働局長に答申

したいと思います。

それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いします。

【藤本貸金室長】

それでは、「答申文」を準備しますので、しばらくお待ちください。

【伊東会長】

それでは、議事を再開します。事務局にて定足数を確認してください。

【上林室長補佐】

定足数の確認でございますが、午後 1 時 5 5 分現在、委員全員にご出席いただいておりますので、最低貸金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

【伊東会長】

現在、定足数が満たされており、奈良地方最低貸金審議会が有効に成立していることを確認しました。

それでは、議事を進行しますので、事務局から説明をしてください。

【藤本貸金室長】

お待たせしました。「答申文」の準備ができましたので、これから「答申文」を受け渡しします。伊東会長、鈴木労働局長は事務局後ろに設置しております奈良労働局のボードの前まで移動願います。

それでは、伊東会長から鈴木局長へ「答申文」をお渡しください。

【伊東会長】

それでは、答申しますので、よろしくをお願いします。

【鈴木局長】

ご答申をありがとうございます。

【藤本貸金室長】

それでは、伊東会長、鈴木局長は、座席にお戻りください。

【伊東会長】

事務局は、「答申文」の写しを傍聴人、委員の皆さんに配付してください。

【藤本賃金室長】

それでは、「答申文」も行き渡ったようですので、奈良労働局長の鈴木から謝辞を申し上げます。

【鈴木局長】

ただいま、伊東会長から本年度の奈良県特定最低賃金改正決定について、ご答申をいただいたところであります。

本年度の審議にあたりましては、申し出のございました3つの産業の奈良県特定最低賃金につきまして、委員の皆様のご理解とご尽力により、改正決定に至りましたことに、心より感謝を申し上げたいと思います。

奈良労働局におきましては、今後、年内の発効に向けて、所定の手続きを遅滞なく進めてまいります。

また、改正いたします最低賃金額の周知と履行確保に関しましても、万全を期して取り組んで参りますが、この点に関しましては、特定最賃が労使の皆様方のイニシアティブによって決めるものであるその性格上、関係する皆様方にも是非ともご協力をお願いしたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【伊東会長】

それでは、これもちまして、奈良県特定最低賃金の改正決定の答申を終わります。続きまして、議題(2)「奈良県特定最低賃金の発効までの流れについて」の審議に入ります。これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

【藤本賃金室長】

それでは、本日、奈良県特定最低賃金に関するご答申をいただきましたので、今後の流れにつきまして、ご説明させていただきます。

資料No.5「令和3年度奈良地方最低賃金審議会 今後の日程(案)」をご覧ください。

最低賃金法では、第11条第1項におきまして「審議会から意見の提出があったときは、その意見の要旨を公示しなければならない」と規定し、第2項では、「公示のあった日から15日以内に異議を申し出ることができる」と規定しております。これは、最低賃金の決定について関係労使の意見を十分に反映させる

観点から、専門部会の審議等の手続きを経てもなお、一部の関係労使が当該意見に対して異議を持つことがあり、これを無視してそのまま決定することが妥当でない場合もあり得ることを考慮したものでございます。つまり、この異議申出の手続きを経ないと、労働局長が最低賃金を決定できないこととなっておりますので、本日の審議会終了後に、異議申出についての意見要旨の公示を行います。異議申出期間につきましては、本日から11月12日（金）までとなり、この間に異議申出がございましたら、異議申出についての意見を求めるために、11月15日（月）午前10時00分から本審を開催することとなります。ちなみに、でございますが、特定最低賃金に関する異議申出は奈良の場合は過去に無く、従いまして特定最低賃金に関する異議審は過去、開催されたことはありません。

そして、所定の手続きが順調に進みましましたら、11月29日（月）に官報公示を行いまして、その30日後の12月29日（水）に効力発生となります。以上でございます。

【伊東会長】

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はございますか。

（意見なし）

ご意見、ご質問がないようですので、事務局の説明にありましたように、異議申出があれば次回の審議会は、11月15日（月）午前10時から、ここ別館会議室で開催することといたします。

異議の申し出があった場合には、事務局から開催の案内をしていただきますので、その時は日程確保にご協力をお願いします。

それでは、11月15日に審議会を開催する場合、審議会の公開、非公開につきまして、事務局から説明をお願いします。

【藤本賃金室長】

ご説明いたします。

審議会の運営規定第6条では、「審議会は原則として公開とする。ただし、『個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合や、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合』は、非公開とすることができる。」とされております。

なお、本年度の地域別最低賃金の異議審につきましては、「非公開」にて開催しましたことを念のために申し添えます。以上でございます。

【伊東会長】

ご承知のように、例年、異議申出がある地域別最低賃金の異議審を「非公開」としている理由は、異議の申し出に対する審議という性格上、特に、委員としての率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるということを考えているためです。そのような点を踏まえて、みなさんにお伺いしたいのですが、特に、積極的に「公開すべし」というご意見はございますか。

(意見なし)

意見がないようですので、地域別最低賃金の異議審にならしまして、「非公開」とさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議申出がございましたら開催する審議会は、「非公開」といたします。

それでは最後に、議題(3)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【藤本賃金室長】

特にございません。

【伊東会長】

それでは、議事はすべて終わりましたので、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。